

2021年9月1日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル
株式会社プラップジャパン
代表取締役 鈴木 勇夫

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル
プラップコンサルティング株式会社
代表取締役 井口 明彦

当社は、2021年6月21日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、プラップコンサルティング株式会社（以下、「新会社」という。）を新たに設立し、当社のメディアコンサルティング事業部門に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下、「本分割」という。）を行いました。

本分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1 新設分割が効力を生じた日

2021年9月1日

2 当社における法定手続の経過

（1）新設分割の差止請求

本分割は会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求をすることができる株主はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続

本分割は会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

（3）新株予約権買取請求手続

本分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続きは実施しておりません。

（4）債権者保護手続

当社は、新会社が承継する債務を併存的債務引受により負担することと致しましたので、会社法第810条第1項第2号に規定する債権者はおりません。したがって、当社は債権者保護に関する手続きは実施しておりません。

3 本分割により新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2021年9月1日をもって、新設分割計画書に記載された当社のメディアコンサルティング事業部門に関する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

4 その他本分割に関する重要な事項その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上